一般財団法人　日本抜刀道連盟　定款

第１章　　総則

(名称)
第１条　当法人は、一般財団法人日本抜刀道連盟と称する。
（主たる事務所)
第２条　当法人は、主たる事務所を東京都墨田区に置く。
(目的)
第３条　当法人は、高度な知識と技術、豊富な経験を有する会員相互の協力により抜刀道、古武道、剣道の分野で、調査研究と教育普及活動を行うとともに、不特定多数の市民、団体、外国及び外国人を対象に助言や支援・協力を行い、各分野での技術水準の向上、次世代人材の育成を推進し、より豊かな芸術文化の発展、健全なる老齢社会の構築を願い、もって社会教育、健全なまちづくり、文化・芸術・スポーツの振興、災害救援活動、国際協力、子供の健全育成等の公益の増進に寄与することを目的とする。
（事業)
第４条　当法人は、第３条の目的を達成するため、次の事業を行う。
①抜刀道の調査研究事業
②抜刀道の次世代人材の育成事業
③抜刀道の国際普及事業
④前各号に付帯又は関連する事業
(公告の方法)
第５条　当法人の公告は、当法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第２章　　財産及び会計

(設立者の氏名及び住所並びに拠出する財産及びその価額)
第６条　設立者の氏名及び住所並びに当法人の設立に際して設立者が拠出する財産及びその価額は、次のとおりである。
住所　大阪府枚方市東香里２丁目20番５号
設立者　大江正男
　　拠出財産及びその価額　　現金300万円
(事業年度)
第７条　当法人の事業年度は、毎年４月１日から翌年３月31日までの年１期とする。
(事業計画及び収支予算)

第 8 条　当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに代表理事が作成し、理事会の決議を経て評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。
（剰余金の分配）
第 9 条　当法人は、剰余金の分配を行わない。

第 3 章　　会員

(種別)
第 10 条　当法人の会員は、次の 2 種とする。
(1)正会員　当法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
(2)賛助会員当法人の趣旨に賛同し、活動に協力する個人及び団体
(入会)
第 11 条　会員の入会については、特に条件を定めない。
2　会員として入会しようとするものは、代表理事が別に定める入会申込書により、代表理事に申し込むものとし、代表理事は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
3　代表理事は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。
(入会金及び会費)
第 12 条　会員は、理事会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。
(会員の資格の喪失)
第 13 条　会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。
(1)退会届の提出をしたとき。
(2)本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
(3)継続して 1 年以上会費を滞納したとき。
(4)除名されたとき。
（退会）
第 14 条　会員は、代表理事が別に定める退会届を代表理事に提出して、任意に退会することができる。
(除名)
第 15 条　会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。
（1）この定款等に違反したとき。

（2）当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
(挺出金品の不返還)
第 16 条　既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は、返還しない。

第 4 章　　評議員及び評議員会

第1節　　評議員

(評議員)
第 17 条　当法人に、評議員を 3 名以上置く。
(選任及び解任)
第 18 条　評議員の選任及び解任は、評議員会において行う。
(任期)
第 19 条　評議員の任期は、選任後 6 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
2　任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評員の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。
(報酬等)
第 20 条　評議員は、無報酬とする。ただし、評議員には、その職務を行うために要する費用の支払をすることができる。

第2節　　評員会

(権限)
第 21 条　評員会は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般法人法」という)に規定する事裏及びこの定款で定める事項に限り決議する。
(開催)
第 22 条　定時評議員会は、毎事業年度終了後 3 か月以内に開催し、臨時評議員会は、必要に応じて開催する。
(議長)
第 23 条　評議員会の議長は、評議員会において、出席した評議員の中から選定する。
(決議)
第 24 条　評員会の決議は、議決に加わることができる評議員の過半数が出席し、出席した当該評議員の過半数をもって行う。
2　一般法人法第 189 条第 2 項の決議は、議決に加わることができる評議員の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

(議事録)
第 25 条　評員会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、出席した評議員及び理事がこれに署名又は記名押印する。

第 5 章　役員及び理事会

第 1 節　役員

(役員)
第 26 条　当法人に、次の役員を置く。
(1) 理事 3 名以上
(2) 監事 1 名以上
2　理事のうち 1 名を代表理事とする。
(選任等)
第 27 条　理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。
2　代表理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
3　各理事について、理事とその配偶者又は理事の 3 親等内の親族等である理事の合計数が理事の総数の 3 分の 1 を超えてはならない。監事についても同様とする。
第 28 条　理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評員会の終了の時までとする。
2　監事の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終了の時までとする。
3　任期の満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。
(理事の職務及び権限)
第 29 条　理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、その職務を執行する。
2　代表理事は、当法人を代表し、その業務を統括する。
(監事の職及び権限)
第 30 条　監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成する。
2　監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
(解任)
第 31 条　理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、その理事又は監事を評議員会において解任することができる。ただし、監事の解任の決議は議決に加わることができ

る評厳員の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。
(1)職務上の義務に違反し、又は職務を懈怠したとき。
(2)心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。
(報酬等)
第 32 条　理事及び監事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、評議員会の決議によって定める。

第 2 節　　理事会

(権限)
第 33 条　理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。
(1) 業務執行の決定
(2) 理事の職務の執行の監督
(3) 代表理事の選定及び解職
(招集)
第 34 条　理事会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表理事が招集する。
2　理事会の招集通知は、理事会の日の 5 日前までに各理事及び監事に発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
3　理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく理事会を開催することができる。
(議長)
第 35 条　理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。
(決議)
第 36 条　理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
(議事録)
第 37 条　理事会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、出席した理事及び監事がこれに署名又は記名押印する。

第 6 章　　定款の変更及び解散

(定款の変更)
第 38 条　この定款は、評議員会において、議決に加わることができる評議員の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって決議することにより変更することができる。
2　前項の規定は、当法人の目的並びに評議員の選任及び解任の方法についても適用する。

（解散）
第 39 条　当法人は、法令で定められた事由によって解散する。
(残余財産の帰属)
第 40 条　当法人が清算する場合において有する残余財産は、評畿員会の決議により、当法人と類似の事業を目的とする他の公益法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 7 章　　附則

(設立時の評議員)
第 41 条　当法人の設立時評議員は、次のとおりとする。
設立時評議員　　中世古　勝司
設立時評議員　　岡本　　光正
設立時評議員　　大塚　　光男
(設立時の役員)
第 42 条　当法人の設立時理事、設立時代表理事及び設立時監事は、次のとおりとする。
設立時理事　　大江　正男
設立時理事　　中島　正夫
設立時理事　　菅野　　茂
設立時代表理事　大江　正男
設立時監事　　佐藤　敬子
(最初の事業年度)
第 43 条　当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成 29 年 3 月 31 日までとする。
(法令の準拠)
第 44 条　本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

以上、一般財団法人　日本抜刀道連盟の設立のため設立者大江正男の定款作成代理人である行政書士大坂芳浩は、電磁的記録であるこの定款を作成し、電子署名する。

平成 28 年 10 月 27 日
　　設立者　　大江　正男

上記設立者大江正男の定款作成代理人
　　川崎市幸区小倉 1 丁目 10 番 3 一 306 号

行政書士　　大坂　芳浩